(i				□対照表】 <mark>※仮設</mark>		71- 1-	/ * +/
1		可川編	条項 第2310条	項目 樋門詳細設計	現 行 (8)仮設構造物設計	改 定 (8) 仮設構造物設計(任意仮設)	備 設計業務等標
	男∠編 2-82	川川柵	歩2310余	他 1計神設計	(8) 仮設備這物設計 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水		
	2 02				路、工事用道路及び山留工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影		
						響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設	
					計画を策定するものとする。	計画を策定するものとする。	計」仮設構造
							物設計を参照
2	第2編	河川編	第2313条	床止め詳細設	(7) 仮設構造物設計	(7) 仮設構造物設計 (任意仮設)	設計業務等標
	2-88			計	受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項		
					(8)に準ずるものとする。	(8) に準ずるものとする。	3-2-132「14-1-3樋門詳細設
							計」仮設構造
							物設計を参照
							MAKET C 5 MI
3	第2編	河川編	第2316条	堰詳細設計	(7) 仮設構造物設計	(7) 仮設構造物設計 (任意仮設)	設計業務等標
	2-98				受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項		
					(8)に準ずるものとする。	(8)に準ずるものとする。	3-2-132 \[14-
							1-3樋門詳細設
							計」仮設構造 物設計を参照
							物政司を参照
4	第2編	河川編	第2319条	水門詳細設計	(7) 仮設構造物設計	(7) 仮設構造物設計 (任意仮設)	設計業務等標
	2-103				受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項	受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項	準積算基準書
					(8) に準ずるものとする。	(8) に準ずるものとする。	3-2-132 Г14-
							1-3樋門詳細設
							計」仮設構造
							物設計を参照
5	第2編	河川編	第2322条	排水機場詳細	(10) 仮設構造物設計	(10) 仮設構造物設計 (任意仮設)	設計業務等標
	2-110			設計	受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項	受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項	準積算基準書
					(8) に準ずるものとする。	(8) に準ずるものとする。	3-2-132 「14-
							1-3樋門詳細設
							計」仮設構造
							物設計を参照
6	第3編	海岸編	第3129条	水門及び樋門	(9) 仮設構造物設計	(9) 仮設構造物設計 (任意仮設)	設計業務等標
	3-39			詳細設計	受注者は、施工計画により必要となる仮設備(仮締切、仮排水路、	受注者は、施工計画により必要となる仮設備(仮締切、仮排水路、	準積算基準書
					工事用道路及び山留め工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響	工事用道路及び山留め工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響	3-2-132 Г14-
					も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計	も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計	1-3樋門詳細設
					画を策定するものとする。	画を策定するものとする。	計」仮設構造
							物設計を参照
7	第3編	海岸編	第3132条	排水機場詳細	(11) 仮設構造物設計	(11) 仮設構造物設計 (任意仮設)	設計業務等標
	3-46		,	設計	第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとす	第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとす	準積算基準書
					る。	る。	3-2-132 「14-
							1-3樋門詳細設
							計」仮設構造
							物設計を参照
8	第3編	海岸編	第3135冬	陸閘詳細設計	(8) 仮設構造物設計	(8) 仮設構造物設計 (任意仮設)	設計業務等標
Ĭ	3-50	נווולו ברי ביי	7,50±00/K		第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとす	第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとす	型
					る。	る。	3-2-132 \[14-
							1-3樋門詳細設
							計」仮設構造
							物設計を参照
0	笠 6 徳	<u>`</u> 去 ub イ=	笠6400々	道路詳細設計	(7) (后号の株)生物の引	(7) (后記集)生物記記 (// 辛/匹記)	引业业外生
9	第6編6-35	坦邱編	- 504U 8条	但始計쐔設計	(7) 仮設構造物設計 受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設	【 (7) 仮設構造物設計 (任意仮設) ● 受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設	設計業務等標 準積算基準書
	0-33				受注者は、構造計算、断囲計算または流量計算等を必要とする仮設 構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよ		学傾昇基準書 3-2-8「2-3-1
					情短初にプいて、設計図書に基づさ現場条件、設計条件に行致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。	情垣物にプいて、設計図書に基づさ現場条件、設計条件に言致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。	3-2-0 2-3-1 道路詳細設計
					、MATION MO-HICIEN 四四人O 外生日开目でIFM Y O DVC Y Oo		(A)」(注
							8) 又は3-2-9
							「2-3-2道路詳
							細設計(B)」
							(注7)を参
							<u>p</u> 22

10		1改編 3	66513条	シールド共同	(9) 仮設構造物設計	(9) 仮設構造物設計(任意仮設)	設計業務等標
	5-106	地分州 夕		ブールド共同 溝立坑詳細設	(3)		
	0 100			井			3-2-120「13-
				п			1-1土留工詳細
					立坑が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず		
						構造、施工方法等で検討を要する場合。	範囲を参照
					2) 近接施工検討	2)近接施工検討	#C四℃多涨
					,	こり 対域地主体的 近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接	
						施工の影響範囲の判定は設計条件の整理・検討に含む。	
					3) 土留め工設計	3) 土留め工設計	
					受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周	, —	
					辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計		
					算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、調査職員と協議のう		
						え十留め壁を設計するものとする。	
					4) 路面等覆工設計		
					受注者は、立坑箇所の地表状況(交通状況、環境状況等)を考慮のう		
					え、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選		
					定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員と協議のうえ、覆工型		
					式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うもの		
					とする。	とする。	
11		路編 第	66609条		(5) 仮設構造物設計	(5) 仮設構造物設計(任意仮設)	
	6-132		·	体詳細設計	1) 仮設計画	1) 仮設計画	準積算基準書 本積算基準書
	_					・	
						の地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋	
						設物、周辺環境(騒音振動等)の保全等に留意し、山留め形式及び覆	
					工形式を検討し選定するものとする。また、現道交通、重機荷重につ	 工形式を検討し選定するものとする。また、現道交通、重機荷重につ	範囲を参照
					いても検討し、覆工、覆工受け桁、桁受け、支持ぐい、中間ぐい等の	 いても検討し、覆工、覆工受け桁、桁受け、支持ぐい、中間ぐい等の	
					計画を行うものとする。	計画を行うものとする。	
					2)荷重設定	2)荷重設定	
					受注者は、仮設構造物の設計に用いる地盤の諸定数、考慮しなければ	受注者は、仮設構造物の設計に用いる地盤の諸定数、考慮しなければ	
					ならない荷重を解析方法に合わせて取りまとめ、総合的に判断し決定	ならない荷重を解析方法に合わせて取りまとめ、総合的に判断し決定	
					するものとする。	するものとする。	
					3) 山留め設計	3) 山留め設計	
					受注者は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮	受注者は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮	
					し、次の解析法により、根入れ長さを検討決定するものとする。	し、次の解析法により、根入れ長さを検討決定するものとする。	
					① 山留め壁の変位を考慮する必要がある場合には、弾塑性地盤を	① 山留め壁の変位を考慮する必要がある場合には、弾塑性地盤を	
					仮定した山留め解析法。	仮定した山留め解析法。	
					② 地盤の変位を特に考慮する必要がない場合には、仮想支持地盤	② 地盤の変位を特に考慮する必要がない場合には、仮想支持地盤	
					を仮定した山留め解析法。なお、部材の設計では、壁体、支保工、中	を仮定した山留め解析法。なお、部材の設計では、壁体、支保工、中	
					4) 地盤改良の設計	4) 地盤改良の設計	
					受注者は、山留め壁の応力や変位などが一定の値に収れんしない場合	受注者は、山留め壁の応力や変位などが一定の値に収れんしない場合	
					には、根入れ部の地盤改良の設計計算を行い、設計図作成及び照査を	には、根入れ部の地盤改良の設計計算を行い、設計図作成及び照査を	
					行うものとする。	行うものとする。	
					5)覆工設計	5)覆工設計	
					受注者は、現道交通を確保するため、また重機荷重を載荷するために	受注者は、現道交通を確保するため、また重機荷重を載荷するために	
					覆工受け桁、桁受け、支持ぐい等の設計計算を行い、設計図作成を行	覆工受け桁、桁受け、支持ぐい等の設計計算を行い、設計図作成を行	
					うものとする。	うものとする。	
					6)地下埋設物防護等計画	6)地下埋設物防護等計画	
					受注者は、上下水道、電力、電話、ガス等の地下埋設物がある場合に		
					は、その状況に応じた移設計画や防護計画を立案し、調査職員と打ち	は、その状況に応じた移設計画や防護計画を立案し、調査職員と打ち	
					合わせを行い、また調査職員が指示した場合には、各公益事業者とも		
						打ち合わせを行って、防護計画図を作成するものとする。	
					7)近接施工計画	7)近接施工計画	
						受注者は、近接構造物がある場合には、掘削工事による影響を評価	
						し、近接施工計画を作成するものとする。	
					8)計測管理計画	8)計測管理計画	
						受注者は、情報化施工を行う必要がある場合には、土圧、壁体の変形	
					及び応力、支保工応力、背面地盤沈下及び近接構造物の変形等につい 9) 交通切り廻し計画	及び応力、支保工応力、背面地盤沈下及び近接構造物の変形等につい 9) 交通切り廻し計画	
					受注者は、交通切り廻しを行う必要がある場合は、交通処理及び施工	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
						性を考慮し、設計図等をケース毎に作成するものとする。	
					10) 全体施工計画	10) 全体施工計画	
					, —	ラジョン ファイン ファイン	
I							
			l		成するものとする。	成するものとする。	

12 第 6 約 6-158	 第6709条	立坑詳細設計	(12) 仮設構造物設計 受注者は、下記に示す仮設構造物の設計を行うものとする。 1) 土留め工設計 受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形 地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を 選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、 調査職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。 2) 路面等覆工設計 受注者は、立坑箇所の地表状況(交通状況、環境状況等)を 考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案 程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員 と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、	(12) 仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、下記に示す仮設構造物の設計を行うものとする。 1) 土留め工設計 受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形 地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を 選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、 調査職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。 2) 路面等覆工設計 受注者は、立坑箇所の地表状況(交通状況、環境状況等)を 考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案 程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員 と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、	設計業務等標準積算基準書3-2-120「13-1-1土留工詳細設計」(1)適用 範囲を参照
13 第 6 約 6-165		開削トンネル詳細設計	構造細部の設計を行うものとする。 (13) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第6709条立坑詳細設計第2項 の(12) に準ずるものとする。	構造細部の設計を行うものとする。 (13) 仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、仮設構造物設計について、第6709条立坑詳細設計第2項の(12) に準ずるものとする。	設計業務等標準積算基準書3-2-120「13-1-1土留工詳細設計」(1)適用 範囲を参照